

琉球の我國に通信する事は、いとも久しきりけん、神代卷に、天孫彦火火出見尊海宮に趣かせ給ひ、海神豊玉彦の女豊玉姫を娶り、海宮に留ります事を載す、又玉依姫鵜草葺不合尊の皇妃に海宮より立せ給ふとあるを、海宮とは當時琉球をさして云へりといふ諸家の説あり、此は正しく史策に載ざれば、臆斷に出たる説なれど、私に思ふに、信に左もあるべしと覺えぬ、其故は、日向大隅以南諸島多しといへ共、君臣禮節の備りたるは琉球に若べからず、今雍熙の淳風四達し、遠く島嶼に及び、頑民皇化に浴といへども、琉球以外の諸島は、ことぐく窮境仄陋の夷蠻にして、君長ある事をしらず、況や太古に在りては、其賤劣愚魯推して測るべし、天孫何ぞ三年の久しきに堪させ給ふべき、其上二代の皇妃に立せ給ふ程の、端正莊麗の女子のおはすべき共覺えず、是一の證也、今琉球の崇祠多き中に、彦火々出見、葺不台の二尊を崇祀し、及び豊玉彦、豊玉姫、玉依姫をも祀る事を聞けり、又我國の古語、往々彼國に殘れるが中に、豊といひ玉といふ事いと多し、凡そ彼國の事情云爲、太だ我に近くして、和歌をよみ得ものまゝ多し、此を二の證とす、文字は應神帝十六年に渡り初め、彼國にも中古舜天以後より始ると見えたる、しかれば天孫と稱し奉る事も、應神以後より稱し奉る事とはしられたれど、彼も亦天孫氏といへば、我天孫彼國に留らせ給ふ中に、皇胤を殘して歸らせ給ひ、さて其皇胤彼の開闢の君とならせ給ふも亦しるべからず、此を三の證とす、京都將軍の末、政道弛て西國沿海の地、無賴の士私に船檣を出し、兵器を携へ、琉球臺灣安南呂宋閩廣の間を鋟し劫し、貲財を奪ひ取る事あり、明に此を倭寇と云て大に畏る、その劫すもの詞に、龍宮城へ至り寶を得たりとなんいひしと、今も其地にて語り傳へける、是龍宮城とは、汎く海島をいひし事なれ共、日向大隅よりして、諸島つらなり、甚至り易は琉球なれば、此を四の證とす、琉球の衣冠は、明の制を受て其俗變といへども、男子の簪を插は、其國固有の風なるべし、國王は龍頭の簪を用ふといへり、今國俗